出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)に関するお願い

3月17日の新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、3月21日をもって、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、まん延防止等重点措置を終了することとなりました。

一方で、現在の感染状況は、継続的な減少傾向が見られた昨夏の感染拡大状況とは異なり、新規 感染者数の減少は緩やかであり、少なくともしばらくの間、新規感染者数が高いレベルで推移し ていくことが予想される状況です。

つきましては、以下の取組を推進いただくよう、会員企業への周知をお願いいたします。

記

- 1 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県
 - ・在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進。
- 2 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策
 - ・現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を 踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏ま えた感染防止策を強化。
 - ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務 (テレワーク) の活用 等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定。

経済産業省 製造産業局